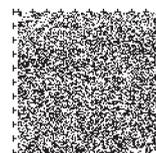


## 策定経過

年度	月日	東広島市 障害者計画等 審議会	障害者計画課題別部会			その他
			権利擁護・ 就労・社会 参加部会	生活支援・ 医療部会	教育・保育部会	
平成 27 年度	9月1日(火)	第1回審議会				
	11月2日(月)		第1回部会			
	11月4日(水)			第1回部会	第1回部会	
	12月3日(木)				第2回部会	
	12月4日(金)		第2回部会			
	12月10日(木)			第2回部会		
	12月22日(火)	第2回審議会				
	2月15日(月)～ 2月29日(月)					アンケート 調査の実施
	2月22日(月)		第3回部会			
	2月26日(金)				第3回部会	
	3月2日(水)			第3回部会		

平成 28 年度	5月20日(金)		第1回部会			
	5月23日(月)			第1回部会		
	6月1日(水)				第1回部会	
	7月13日(水)	第1回審議会				
	7月20日(水)				第2回部会	
	7月25日(月)			第2回部会		
	7月27日(水)		第2回部会			
	8月30日(火)	第2回審議会				
	9月15日(木)		第3回部会			
	9月20日(火)			第3回部会		
	10月4日(火)				第3回部会	
	10月11日(火)	第3回審議会				
	11月22日(火)～ 12月21日(水)					パブリック コメント
	1月20日(金)				第4回部会	
	1月25日(水)		第4回部会			
	1月26日(木)			第4回部会		
2月10日(金)	第4回審議会					



# 東広島市障害者計画等審議会規則

平成27年3月31日規則第31号

改正 平成28年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画の策定、検証並びに見直し及び進捗状況の管理その他障害福祉計画の推進に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び関係団体の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

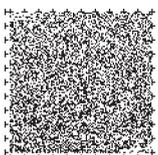
3 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって、これを定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則28号〕)

(委任)

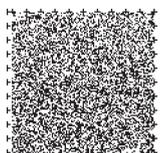
第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

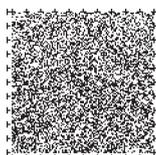
この規則は、平成28年4月1日から施行する。



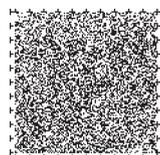
# 東広島市障害者計画等審議会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・職名	備考
学識経験者	竹林地 毅	広島大学大学院教育学研究科 准教授	会長
	坊岡 正之	広島国際大学総合リハビリテーション学部 教授	
関係団体	安藤 公二	広島県立障害者リハビリテーションセンター 総合相談課長	
	市場 繁	精神障害者家族のつどいの会 副代表	
	内山 和美	東広島ボランティア連絡協議会 会長	
	大原 一也	東広島商工連絡協議会 事務局長	
	垣尾 泰弘	社会福祉法人しらとり会 ワークセンターなかよし 管理者	
	川本 菊江	東広島市中心身障害児者父母の会 会長	
	河内 昌彦	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 会長	
	酒井 登	社会福祉法人広島県同胞援護財団 西志和農園 施設長	
	樋原 孝昭	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	平成28年12月1日から
	貞森 良範	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	平成28年11月30日まで
	高橋 康裕	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 副会長	副会長 平成28年4月1日から
	井林 宏司	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	副会長 平成28年3月31日まで
	寺井 英一	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 副院長	
	古川 誠	社会福祉法人倫 理事長	



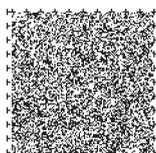
区分	氏名	所属・職名	備考
関係団体	松原 茂美	東広島市身体障害者福祉連合会 会長	
	山田 正史	社会福祉法人つつじ 理事長	
関係 行政機関	山根 弘子	広島西条公共職業安定所 所長	
	金只 久雄	広島県西部東厚生環境事務所 所長	平成28年4月1日から
	高垣 治彦	広島県西部東厚生環境事務所 所長	平成28年3月31日まで
	大垣 勇人	東広島市 学校教育部長	平成28年4月1日から
	増田 泰二	東広島市 学校教育部長	平成28年3月31日まで
	増田 泰二	東広島市 健康福祉部長	平成28年4月1日から
	和田 幸三	東広島市 福祉部長	平成28年3月31日まで

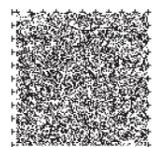


# 課題別部会 委員名簿

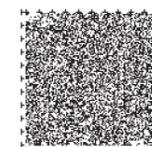
(五十音順・敬称略)

部会名	氏名	所属・職名	備考
権利擁護・ 就労・社会 参加部会	秋山 明美	東広島ろうあ協会 会長	
	楠戸 雅浩	広島西条公共職業安定所 上席職業指導官	平成28年4月1日から
	三吉 邦明	広島西条公共職業安定所 上席職業指導官	平成28年3月31日まで
	中島 武	社会福祉法人六方学園 相談支援専門員	
	橋本 勝行	広島中央障害者就業・生活支援センター 就業支援ワーカー	
	邑岡 徹哉	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 相談支援係長	部会長
生活支援 ・医療部会	浅野 正道	社会福祉法人平成会 相談支援専門員	
	石田 通	ピアサロンこころ 代表	
	上田 睦寛	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 特定相談支援事業ときわ 相談支援専門員	
	金子 百合子	社会福祉法人しらとり会 地域生活支援センターまほろば 管理者兼相談支援専門員	部会長
	杉本 由起子	医療法人社団葵会 AOIケアリングステーション 管理者	
教育・保育 部会	江田 久仁子	NPO法人広島自閉症協会 副理事長	
	竹野 理吏	東広島市教育委員会学校教育部指導課 指導主事	
	田阪 和子	東広島市立西条東保育所 所長	
	水野 敦之	社会福祉法人つつじ 児童発達支援センターぐるんぱ 総括ディレクター	
	矢野 清美	広島県立黒瀬特別支援学校 教諭	部会長





← 視覚障害のある方へ活字を読み上げるための音声コードを入れています。



地域共生のまちづくり  
すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して

# 第3次東広島市障害者計画



## 第3次東広島市障害者計画

発行／平成 29 年 3 月

編集／東広島市健康福祉部障害福祉課

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号

電話 082-420-0180 ファックス 082-420-0181

表紙に使用されている絵は、下記学校の生徒さんの作品です。

表紙(左)広島県立西条特別支援学校

表紙(右)広島県立黒瀬特別支援学校

